

総行公第33号  
平成28年4月1日  
(一部改正：令和5年1月20日)  
(一部改正：令和6年3月29日)

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市区町村担当課扱い)  
各都道府県人事委員会事務局長  
各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)  
各指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
(公印省略)

### 地方公共団体におけるフレックスタイム制の運用について

各地方公共団体におけるフレックスタイム制（以下「フレックスタイム制」という。）を拡充する際に改正する必要がある条例事項については、「フレックスタイム制を拡充することに伴う条例参考例等の送付について(通知)」(平成28年2月25日付け総公行第21号総務省自治行政局公務員部長通知)によりお知らせしたところですが、併せて、フレックスタイム制の運用に当たっては、下記事項にも留意していただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

### 記

#### 1 対象職員

原則として全ての職員が対象となること。

ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（以下「条例（案）」という。）第4条に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員に加え、人事委員会規則で定める職員については適用しないこと。（条例（案）第3条第3項）

## 2 勤務時間の割振り等の方法及び基準

- (1) 任命権者は、対象職員があらかじめ行う申告を経て、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ること。〈条例（案）第3条第3項〉
- (2) 勤務時間の割振り等（勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下同じ。）を行う場合には、当該職員の申告を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行うこと。〈人事院規則15-14（以下「人規」という。）第3条第1項前段）
  - (ア) 単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（以下「区分期間」という。）ごとにつき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。〈人規第3条第1項第1号〉
  - (イ) 一日につき2時間以上4時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。また、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）ごとにつき1日を限度として職員が指定する日（以下「特例対象日」という。）については、任命権者があらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができること。〈人規第3条第1項第2号〉
  - (ウ) 休日等（条例（案）第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日その他人事委員会の定める日をいう。）については、7時間45分の勤務時間を割り振ること。〈人規第3条第1項第3号〉
  - (エ) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの間において、休憩時間を除いて連続するように、一日につき2時間以上4時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間帯（以下「コアタイム」という。）に、職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、この限りでないこと。〈人規第3条第1項第4号〉
  - (オ) 始業の時刻は午前5時以降に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。〈人規第3条第1項第5号〉
- (3) 単位期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように割り振ること。〈条例（案）第3条第3項〉
- (4) 申告及び勤務時間の割振り等は、15分を単位として行うこと。〈平成6年7月27日職職—328（以下「通知」という。）第3-1〉
- (5) 勤務時間の割振り等は、単位期間の開始前（勤務時間を割り振らない日とされた日を勤務日としようとし、又は勤務日とされた日を勤務時間を割り振らない日としようとする場合はその日前、勤務時間の割振りを変更する場合は当該変更を行おうとする日の変更前及び変更後の始業時刻より前）に行うものとする。ただし、勤務日の始業時刻以後に業務の状況の変化等の事情が生じた場合において、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、本人による申告を経て、当該勤務日について将来に向かって勤

務時間の割振りを変更することができること。〈通知第3-2〉

(6) 職員の申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができること。〈人規第3条第1項後段〉

(ア) 申告された勤務時間を割り振らない日を勤務日とする場合又は申告された勤務時間を延長する場合には、延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮する場合には、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。〈通知第3-3(1)〉

(イ) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間（地方公共団体が職員が勤務する公署の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻のいずれか早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のいずれか遅い時刻以前に設定すること。〈通知第3-3(2)〉

(7) 定年前再任用短時間勤務職員等に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日については、当該定年前再任用短時間勤務職員等の業務内容、勤務する公署の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限り、上記(2)(イ)及び(エ)の基準によらないことができること。〈人規第3条第2項、通知第3-5〉

(8) 職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間の確保のため、始業の時刻をコアタイムの始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイムの終わる時刻より前に設定する必要がある場合には、必要と認められる範囲内に限り、上記(2)(エ)の基準によらないことができること。〈人規第3条第3項、通知第3-6(1)〉

(9) 試験所、研究所に勤務する研究職給料表適用職員等については、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の権衡及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、上記(2)(エ)のコアタイムについて、月曜日から金曜日までのうち1日以上の日とすることができること。〈人規第3条第4項、通知第3-9(2)〉

(10) 任命権者は、上記(イ)、(エ)及び(オ)の基準によらないことが、公務能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす恐れがないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができること。〈人規第3条第4項〉

### 3 用語の定義等

(1) 「単位期間」は、次の区分に応じた期間とすること。〈人規第4条の3第1項〉

一 育児介護等職員以外の職員：4週間

二 育児介護等職員：1週間、2週間、3週間又は4週間のうちから職員が選択する期間

(2) 「育児介護等職員」とは、次のいずれかに該当する職員をいうこと。〈人規第4条の3第1項第2号〉

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員
- 二 要介護者を介護する職員
- 三 前各号のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が定める職員

(3) 「要介護者」とは、次に掲げる者（第三号に掲げる者にあつては職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むものに支障があるものをいうこと。〈一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第1項、人規第23条第1項・第2項、通知第15-4〉

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母
- 二 祖父母、孫、兄弟姉妹
- 三 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

(4) 育児介護等職員として申告した職員について、申告の事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができること。〈人規第4条の2第2項〉

(5) 育児介護等職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならないこと。〈人規第4条の2第3項〉

#### 4 勤務時間の割振り等の変更

(1) 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができること。〈人規第3条の2〉

- 一 職員からの勤務時間の割振り等の申告及び休憩時間の申告どおりに変更するとき
- 二 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき

(2) (1)第二号の場合における勤務時間の割振り等の変更は、2(6)(ア)及び(イ)の基準に適合するように行うこと。この場合、勤務時間の割振り等の変更を行う場合は、できる限り、職員の希望を考慮すること。〈通知第3-10〉

#### 5 休憩時間

(1) 休憩時間は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第34条第2項の規定により、原則として、フレックスタイム制を適用しない職員と同一の時間に置くこと。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでないこと。〈条例

(案) 第6条第3項)

- (2) 8時間を超える勤務時間を割り振る場合には、労基法第34条第1項の規定により、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に与えなければならないこと。

6 勤務時間の割振り等の職員への通知等

- (1) フレックスタイム制を実施する場合には、労基法第32条の2第1項の規定により、コアタイム、始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯、標準勤務時間の始まる時刻及び終わる時刻、休憩時間その他必要な事項について部内規定を整備するとともに、これらをあらかじめ職員に周知すること。

- (2) 任命権者は、フレックスタイム制により勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは勤務時間を割り振り、又は勤務時間の割振り等を変更した場合には、職員に対して速やかに、勤務時間を割り振らない日並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間を通知すること。〈人規第9条第2項、通知第3-16〉

7 会計年度任用職員のフレックスタイム制

- (1) 任命権者は、会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員のほか、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員を除く。）について、会計年度任用職員の申告を考慮して当該会計年度任用職員の勤務時間を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、会計年度任用職員の申告を経て、単位期間につき常勤職員の勤務時間を超えないように当該会計年度任用職員の勤務時間を定めることができること。〈人事院規則15-15第2条第2項、平成6年7月27日職職—329第2条関係の4〉

- (2) 勤務時間を定める場合の基準及び手続並びに単位期間については、常勤職員における勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りの基準及び手続並びに単位期間の例に準じて取り扱うものとする。〈平成6年7月27日職職—329第2条関係の4及び5〉

8 その他の留意事項

- (1) フレックスタイム制は、地方公務員法第58条第4項の規定により読み替えて適用する労基法第32条の2第1項に基づくものであること。
- (2) 地方公共団体の企業職員及び単純労務職員には、労基法第32条の3の規定が適用されることに留意すること。

連絡先	総務省自治行政局公務員部公務員課 公務員第四係
電話	03-5253-5544（直通）